

歴史教科書問題に関する一考察

A Study of Problems in Japanese Historical Textbooks in Japanese Schools

(2013年3月31日受理)

森上 敏夫 高木 亮

Toshio Morikami Ryo Takagi

Key words : 戦後教育史, 学習指導要領, 歴史教科書, 教員養成の課題

要 約

学習指導要領改訂後に教科書検定が行われる我が国の初等中等教育において、中学校と高校の歴史に関する教科書のみが世論の思想や政治的な議論の対象となる。あわせて歴史教科書における古代史の内容は、90年ごろより一部考古学研究者の不正などで教科書の訂正がなされる事態が生じている。本稿はこのような歴史教科書問題の概観を行い、中立的な初等中等教育における社会科の歴史に関する指導の課題と留意点を提示することを目的とする。

1. 本研究の目的

森上は1969年度に岡山県の中学校社会科教員に採用され学校現場や岡山県教育委員会の人事行政担当者、管理職としてのキャリアを歩んできた。社会科教員として、児童・生徒の社会認識を深めるために「身近な地域素材の教材化」の研究を進めるとともに、『久世町史』（森上、1975）や『川上町史』（森上、1980）、『八束村史』（森上、1982）の編纂にも携わり、市町村立義務教育学校における郷土史研究と教育の重要性を強く感じてきた。また、2000年度には岡山県教科用図書選定審議会委員、教材審査委員長を歴任し、教科書の採択業務にもかかわってきた。

現行の2008年改定『小学校学習指導要領』では、歴史に十分な授業時間を割く中学校や高校だけでなく、小学校の総則においても、「我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」（第1章総則、第1教育課程

編成の一般方針、2）と定められている。21世紀の学校は学校自体の個性とともに地域の個性の理解と愛着感を育むことが課題となっている。当該箇所は、マスコミ等を中心に「愛国心」の指摘が議論を呼んだ部分であるが、概ね義務教育において順当な課題意識といえよう。

ところで、この「愛国心」に関する議論からもわかるように、社会科における特に歴史教科書問題は思想的・政治的な議論が生じやすく、『学習指導要領』改訂後に教科書検定において激しい議論がなされてきた。現在の形の『学習指導要領』は小学校において昭和36年(1961)年度、中学校と高校においてはそれぞれ昭和37年(1962)年度、38年(1963)年度に改定されることをもってスタートとされる。それ以前の『学習指導要領試案』時代に国定カリキュラムの存在自体の議論もあるにはあったが、概ね今から見れば、牧歌的であるほどの教育基準しかなく、特に、社会科教科書については、政治的・思想的偏向や採択における不正の疑いが指摘されている⁽¹⁾。1956年の時点で文部省が次期教科書においては教科書検定の在り方を大きく見直す省令と予算措置を定めている。これが現行にもつながる教科書検定制度である。これは旧学校

教育法21条(教科書使用義務)にあわせて『学習指導要領』と教科書がセットで整備されていくプロセスと評することができよう。

しかしながら、その最初の『学習指導要領』準拠の歴史教科書の検定・採択の時点で“教科書検定自体の違憲性”(第一次家永訴訟)、“教科書検定の申請箇所の一部不認定の不服申し立て”(第二次家永訴訟)が生じている。ちょうど家永訴訟の生じる直前の時期に当たる教職員組合の勤務評定闘争(1957～1959年)、特に道徳の領域化を問題視した学習指導要領反対闘争(1958～1960年)、全国学力調査反対闘争(1961～62年)四一(給与改善)闘争(1974年)に次ぐ組合等々の媒体として成立した感もある⁽²⁾。その後、家永訴訟は“華北侵略”を“華北進出”と書きかえる検定指示”のマスコミによる誤報(1982年)に応じる形で生じた第三次訴訟も継続されることになる⁽³⁾。

一方で、全く対局の思想的歴史観からも教科書問題は波紋が投げかけられている。1982年に結成され1986年に検定合格高校用歴史教科書を出した「日本を守る国民会議」⁽⁴⁾、1996年に結成され2001年以降検定合格中学校歴史教科書等を出した「新しい歴史教科書をつくる会」の活動⁽⁵⁾である。

加えて、その後に全く思想性はないものの町おこしや研究の過剰な競争感より生じた「旧石器捏造事件」(2000年発覚)である。これは中学校と高校のほとんどの旧石器時代に関する記述、つまり歴史教科書のスタート部分の訂正を強いる事件となった。

俗な言い方をするなら「左」から、次いで「右」から振り回され、「インチキ」にまで振り回されているといったところか。なぜ、歴史の教科書ばかりがこのような不毛な闘争の影響の対象となるのかを検討することで、今後の教師の歴史に対する関わり方の注意点や留意点を考察してみることとしたい。

2. 家永訴訟の投げかけた問題

ところで、論文検索サイト『Cinii』で「家永」「裁判」とのキーワードで検索を行うと250を超える文献が取り上げられる。その中には当事者である家永三郎の著作が少なからず存在し、それらを除いても「運動に参加

し」と題目に定めるなど訴訟原告(家永)側の立場で論じるものが少なくない。論点自体を制度的に議論したものは少なく、訴訟自体の争点としては、第一次訴訟の時点で教科書使用義務(旧学校教育法第21条)の規定しか教科書検定制度の法的根拠がないことの問題点の指摘(上田, 1970)とともに、原告側の表現や出版の自由と教科書検定の関係を検討する中で検閲と検定の違いのポイントとなる「事前抑制」について議論したものが参照となる(君塚, 1995)。

現在の視点で見ると、これらの多くの議論が教科書検定制度自体を批判するのであれば、後に家永訴訟とは正反対の立場から提起された「日本を守る国民会議」や「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書をめぐる論争において、政治や歴史認識において異なっていようと内容修正面において検定の在り方自体を批判する必要がある。が、そのような姿勢を確認できた研究者は『Cinii』を基に論文を取り寄せるなど概観した限り見つけることが非常に難しい。教科書検定において家永版のみ内容の修正を求める「教科書検定制度が不条理」であるのならば、「日本を守る国民会議」や「新しい歴史教科書をつくる会」の内容修正を求めることに教科書検定にも異論を出さないと、その姿勢は二重基準の疑いを感じる。そこで本稿はとりあえずいずれについても批判し教科書検定制度を「必要」と論じた研究者である秦郁彦⁽⁶⁾の諸著作を参照し論を進める。

家永訴訟は前述のように三次合計32年間にわたりいずれも検定合憲の判決が生じた事件である⁽⁷⁾。教育法規としては『学習指導要領』に基づいた範囲での教師の教育権の確認と教科書使用義務の確認につながった「伝習館高校事件」同様に、教科書検定にかかわる現行制度の合憲確認判例を出した訴訟といえる。

秦によれば、家永はもともとが戦前の皇国史観である東京帝国大学平泉澄教授門下生で、陸軍士官学校国史教官を望んだものの不合格した経歴を持つ。その後、昭和21年に当時の国定教科書『くにのあゆみ』、次いで22年に教科書『新日本史』を執筆している(秦1989)。この国定教科書とその民間版では、戦前の復古調の天皇への敬語を連発していた一方、1955年改訂『新日本史』では55年体制直前の当時の状況を東側「民主主義」、西側「国際金融支配下のファシズム」と述べるなど記述姿勢の

大きな「回心」「変節」「転向」などがあつたと秦は示す。なお、前述の1956年の教科書検定の強化により検定不合格となったのが55年発刊の『新日本史』の改訂版を目指したものである。秦(2001)はそもそも中世仏教史の研究者である家永が一人で教科書を記述すること自体に問題があり、検定以前の47年版『新日本史』では日米開戦を「昭和17年」(正しくは、16年)、日清戦争を「明治24年」(正しくは、25年)と記すなどのケアレスミスが見られ、57年版の検定不合格自体が200箇所を超える単純ミスの指摘に家永が「怒った」ことを端緒と分析している⁽⁸⁾。

秦の家永評価は概ね、三点にまとまろう。

一点目は教科書や書籍の販売戦略を念頭に置きすぎていることの批判である。家永は検定にしたがって教科書を執筆しながら訴訟を起こしており、教科書外の書籍もその都度詳しい分析や断りもなく数字を含めた内容を修正している。いずれにせよ出版社ともどもに研究者がかなりの売り上げにつながる教科書を利権の一つとしている構図の批判である。このあたりを経済的に「タフな精神」として批判している。これは戦後の教育紛争を文部省官僚として概観した菱村幸彦の批判の趣旨と重なっている(菱村、2010)。

二点目は教科書検定制度はかなりの部分が本来なら筆者と民間企業が責任を持つべき誤字脱字や用語の統一、事実誤認、通常使わない表現などの訂正指示に有益に機能しており、理念以前に必要なものとして機能している点の評価である。このことは理念以前に当然のモラルとして守られるべき基準を研究者と出版社が犯していることを意味する。これは家永訴訟独特の問題ではなく、かなり広範囲に歴史教科書にみられる深刻な問題であることを秦は教科書の出版ごとに追いかけている。

三点目は一定の歴史観を持つ立場が、自らの位置が原告に近い際は検定制度を批判し、原告の位置と対極の際は検定制度を支持する二重基準の批判である。これは本稿が秦自身の著作に注目した視点とも重なる。

これらを考慮すれば歴史教科書だけでなく教科書検定自体の論争は表面的な理念の部分の奥に、研究者や企業さらにそれを支える運動体などの私的都合が目につく印象である。

3. “町おこし”としての歴史ブーム

先に家永訴訟の根源に、販売などの経済的都合に、最低限レベルの事実確認さらに特定の団体や組織の私的都合というような点があるとの指摘を整理した。概ね同様の点で歴史教科書を騒がした事件が、2000年に発覚している。高校の全ての日本史の教科書の記述内容を改めさせるきっかけとなった「旧石器遺跡捏造事件」である⁽⁹⁾。

奥野(2004)は、そもそもアマチュアであった人物の個人的資質を「捏造の原因」として事件の検証が矮小化され、関わった研究者らの自省や事件自体の再検証の努力不足を指摘している。奥村(2010)は、発掘の当事者の立場から、教科書会社より事件の反省と客観性の不足を弁解する論点で説明を行っている。しかし、松藤(2010)の指摘は奥村の弁解より厳しく、そもそもアマチュアではできない工作などの可能性を指摘し、この問題自体に厳しい疑惑の論点を取り上げている。これらを概観したところ、発掘当事者たちの当時の状況の客観的な説明と反省(いわゆる説明責任の課題)と社会を騒がせ歴史教育にまで影響を与えた真摯な反省や謝罪、何らかの身分にかかわるような責任の取り方、事後の検証や再発防止の作成努力(これらはいわゆる結果責任と包括できよう)が不十分であると感じる。また、本来なら客観的事実で構成されるべき教科書にかかわる問題までつながったにもかかわらず、管見の限り教科書としての問題について論じた著作は見当たらなかった点も教員養成担当者として筆者は不満を持つ。

そもそも、教科書検定制度以前に教科書執筆にかかわる研究者が教科書に掲載されることとなる科学的事実について責任を曖昧にできてしまうことが大きな問題である。捏造の法的責任(結果責任の一種)が存在しないことに加え、このあたりの事件の事後対応で十分な説明や反省が見えにくい研究者や学界の状況(結果責任の努力不足)は、「表現の自由」という理念では許容されるが、科学としての客観性や信頼を担保できないことを意味する。これでは科学と文芸の差が担保できない。

教科書の記述にまではつながっていないが、「郷土史」においての捏造に編集者となる教育委員会が巻き込まれた事件も顕在化している。例えば、斎藤(2009)の整理した事件はかなり疑いの多い「歴史」が教育委員会という

公的公認を経て全国的に発信されてしまった事件である。特定の人物や団体において教育委員会も含めた公的な「認定」は利権の左右にもつながる。類似の問題は原田(2011)によれば少なくない。例えば遺跡と遺跡の研究上の評価において曖昧なものがたとえば研究のアピールや村おこしといった経済的都合の研究上も過剰宣伝されやすい現状が指摘されている(原田, 2011)。斎藤も原田も産業の乏しい過疎地においては「遺跡」は死活にかかわる観光資源であるだけでなく、地元住民のアイデンティティにかかわる切実な意味を持つことを指摘している。斎藤(2009)は中国人研究者のコメントを紹介しつつ、歴史自体がアイデンティティや観光も含めた娯楽としての側面を持つような「日本人の歴史好き」が、このような事件の原因の一つではないかという指摘をしている。

例えば、古代史ブームの中で例えば邪馬台国が判明した場合の経済効果は100億円を超える試算があるなどとされ、観光資源として実際の考古学的価値以上の価値が研究者にも地元住民にも発生してしまうことの問題が指摘されている(原田, 2011)。加えて、その部分の捏造や過剰演出が仮に存在しても倫理以上の罰則が存在しない。いずれにせよ、経済的な都合と事実認定を飛び越えた「事実」の提示、さらに一部の団体の私的都合は現実には日本社会における歴史に存在する留意点である。問題はこれを娯楽などとして許容する部分と、歴史教育や教科書にどのように関連づけるか、独立性を確保させるかにあるといえよう。

4. そもそも歴史教育の課題とは

本稿で取り上げた秦郁彦は「歴史の効用」として①人生を豊かにするエンターテインメント、②他者に対する説得の技術・材料、③人間の陥りやすい教訓の3点を取り上げている⁽¹⁰⁾。冒頭に触れた小学校学習指導要領総則においても、「我が国と郷土を愛し」、「個性豊かな文化の創造」、「公共の精神を尊び」、「民主的な社会及び国家の発展に努め」他にも「未来を拓く主体性のある日本人を育成するため」などのキーワードが並ぶ。小学校に続く現行の『中学校学習指導要領社会科』の歴史における「2. 内容(1)歴史のとらえ方」では大項目として「ア 我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり

考えたりするなどの活動」、「イ 身近な地域の歴史を調べる活動」及び「学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動」としている。内容の取扱いとしては「年代の表し方や時代区分」のほかに「地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させる」などとしている。つまり、高校進学を目指した受験に耐えうる学力の確保のための中学生に相応し歴史の学力について、国や地域、さらに身近な生活圏のなかで文化や風土に触れながら歴史を身に着けることが課題になりつつある。後者に至っては教科書検定などに守られた歴史の客観性・中立性の側面でリスクがあり、教育内容や教え方について学校や教師個々人の慎重な姿勢が必要であると強く感じる。

さて、歴史が特定の組織の存続やアイデンティティ、著作権料などの経済的都合もかかわるし、歴史による捏造を抑制するものが研究者の倫理観にしかなく、そこに不信感が存在する余地もあることを見てきた。そのうえで本稿の目的である歴史教科書と歴史教育の在り方について考えてみよう。

いうまでもなく、教員は政治的にも宗教的にも中立である必要がある。また、学校教育法34条(教育課程)により、「小学校の教育課程に関することは、・・・文部科学大臣が定める」、学校教育法施行規則第52条「小学校教育課程については、・・・文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」ときていされており、学習指導要領の法的根拠が明確にされており、小学校教員を目指す学生にもこのことを十分に認識させたい。

小学校学習指導要領社会科第6学年の目標(1)「国家・社会の発展に大きなはたらきをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切ににし、国を愛する心情を育てるようにする」とあり、小学校学習指導要領社会科第6学年の2内容(1)「我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。」とある。

『小学校学習指導要領解説』社会科編(2008)によれば、

「歴史を学ぶ意味を考えるようにする」とは、「単に過去のできごとを理解するだけでなく現在の自分たちの生活や国家・社会の発展の基盤がどこにあるのかを考えたり、過去のできごとを現在及び将来の発展に生かすことを考えたりすることができるようにすること」であると指摘している。

学習指導要領に準拠した教科書について、教科書の使用義務については、学校教育法34条1項に規定されている。学校現場では「教科書『を』教える」か「教科書『で』教える」かがよく議論となる。

安野(2010)は、「教科書を教える」ことは、間違いではない。ただし、「教科書のすべてを教える」「教科書だけで教える」に陥ってはならない。「教科で教えるとは、学習目的に到達するために教科書を「例」として取り扱うこと。教科書に書かれていることを覚えるだけでは、学習は広がらない」と指摘している。教科書を例として、教師自身の教材研究による身近な地域素材の教材化がぜひ必要である。

教師の地域素材の教材化の際に、取り上げる身近な歴史的事象の科学的事実の吟味がとても重要である。

旧石器時代遺跡捏造事件が明らかになった当初より原田(2001「あまりにも罪作りの『神の汚れた手』』『正論』2001年2月号)は研究者にとって捏造の禁止義務や捏造をした際の責任を負わせる法的根拠がなく、いったん捏造が判明しても真相究明に本人が協力することを実際求めることができない点や、そもそも真相究明の担当主体が無いことが問題であるとしている。科学としての事実認定に義務を求められないとしたら一部であっても歴史の捏造は表現の自由で守られた課題となってしまうが、それを教科書から排除する根拠は結局のところ教科書検定程度しか見当たらなくなってしまう。また、かなり明確な「偽書」「捏造」においても歴史家ではなく小説家の目から見れば非常に魅力的な題材となり、表現の自由としては十分守られるべきテーマであるとも感じる(例えば、高橋克彦の『危険な歴史書“古史古伝”と“偽書”の謎を読む』新人物往来社でのインタビューがその詳細を語っている。

また、日本中世史においても偽書とほぼ疑われる『武功夜話』(藤本・鈴木, 2002)において遠藤周作や堺屋太一、津本陽などの有名な作家が「事実」と参照したう

で小説が描かれたことも表現の自由として目くじらを立てることではなかろう。が、教科書や歴史教育の参照とする上では問題が大きすぎるといえる。

少なくとも歴史の教科書は事実認定があいまいな部分は避ける必要や、児童生徒の発達に応じてふさわしい内容や表現である必要がある。これは教科書を複雑にするというよりは内容の精選とわかりやすさを追求するものになるといえよう。実質機能しているような研究者や民間教科書会社等の責任の肩代わりを教科書検定制度という公的枠組みの中で行うことがいいのか悪いのかは別にして、必要なチェックであるし、内容自体もその時点での文部科学省の公的な認識を一定程度、意見することは当然であるといえよう。

特に一般の書籍と異なり児童生徒には現実的に教科書を選ぶ権利が存在しないことを留意すれば文部科学省と教科書採択にかかわる教育行政当事者のみならず、研究者と教科書会社の責任は重大である。文部科学省や教科書採択当事者が訴えられたり紛争の当事者となることが今までであったことと同様に、教科書会社や執筆研究者の責任(結果責任を請け負う何らかの罰則や賠償などの規定や、説明責任を請け負う努力を常時行うことなど)も当然求められるものであると思われる。教育が他のサービス業と同等の営みとしていいかは筆者には疑問のある部分があるが、教科書は公的性質を持った商品でもあるので、例えば日本協業標準調査会によるJIS企画などは関連省庁の大臣に答申を行い、工業製品として安全性と工業製品の性能を保証する。その上で商品としての不備や消費者の不利益が生じた際には民事訴訟とは別に消費者庁の介入が存在する。教科書検定問題については少なくとも歴史に関する限り執筆者と民間企業の杜撰さが思想や政治の問題に隠れて存在する印象が強い。今後は教科書検定制度とは別に民間企業や複数の学者で教科書検定の事前に最低限の校正や用語統一の議論をする公開の中間組織のようなものが有益なのかもしれない。どのような学者も組織も思想や政治的信条から完全に自由ではないであろうが、最低限確認できる事実とその上で解釈を要する事柄については、罰則とまではいかなくとも後々に発言や記述の結果責任を問われ続けるような説明責任を果たす必要があろう。

一方、個々の教師の課題について注目してみよう。歴

史教育問題に関していえば課題⁽¹¹⁾は文芸作品、具体的には歴史小説のような史実に沿いながらも想像による物語をどの程度、教科の授業で語ることが許されるかであるといえる。具体的には司馬遼太郎の作品や、『武功夜話』⁽¹²⁾などをもととした織田信長や豊臣秀吉のエピソードとどのように付き合っていくかという課題である。

初等中等教育の教員においてはたとえ教科担任であっても、担当教科の事実認定の範囲のものを教え続けることは現実的に不可能であろう。また、『学習指導要領』の法的拘束力と教科書使用義務がある以上は教科書に沿った授業展開に徹する必要があるだろう。そのため、教科書の執筆や作成に至るまでの何らかの参加・協働にでも携わらない限りにおいて『教科書』=事実』という前提の上で関わり、それに沿った展開の範囲を守る限りにおいて、『教科書』や教科教育から生じた問題点については結果責任から免責される必要がある。いうなれば、国民の平均的な「常識」の範囲を敏感に察し、守りつづける必要が重要であると感じる。

しかし、また、別の問題も存在する。科学的に新しい事実が判明することもあれば、否定されることもある点である。この問題については、別稿で検討したい。

【注 釈】

(1) 詳しくは菱村(2010)を参照。旧教育委員会法による教育委員公選制や「内的外的峻別論」、道徳の教育課程での位置づけに関する問題とともに「教科書問題」が語られている。

(2) 1970年から訴訟となった「伝習館高校事件」が『学習指導要領』の合法性と教科書使用義務を争点としている。1990年に最高裁の判決が定まり、この争点は決着済みである。このことは本稿で取り上げる教科書検定ともあわせて理解される必要があるだろう。

ところで、第二執筆者は2013年3月定年退職のある中学校校長より自らが伝習館高校在学中に当該問題が起きた状況の回想を聴く機会があった。当初は原告である元教諭たちに組合が組織を挙げてバックアップを行い、70年安保闘争後の学生運動家も押しかけるなど混乱が生じていた。しかし、訴訟のころはほぼまったく組織的バックアップもなく卒業生として、地元住民として「彼らは

組合に見捨てられたようだ」という意識を強く感じたという。当該校長の筆者へ問いかけた疑問は、「家永訴訟は組織を挙げバックアップされたのに、なぜ彼らはあんなにもはっきりと“見捨てられた”のか？」であった。筆者には答えを出せないものの、紛争も終わりその傍観者としての語り手も定年を迎えた現在に、一つの記録として記述しておきたい。

(3) 北神・高木(2007)は日本の教職員組合の活動の歴史の大きなターニングポイントとして田中角栄政権の「教員人材確保法」とその後の数段階の教員給与の改善を挙げている。この1970年代半ばの「教員人材確保法」成立直後までの日本教職員組合の活動を河上(2006)が詳しくまとめている。河上によれば70年代中ごろまでの日教組が教員給与や学級定員の上限、厳しい退職勧奨に対する的確で現実的な戦略を持っていたことが伺える。ここで筆者が持つ疑問は、その後に組合の本来の趣旨である教職員の勤務待遇の使命を超えて、思想・歴史観闘争という組合本来の趣旨から逸脱していくプロセスである。家永訴訟はどうもその一つの媒体になった観を本稿作成とともに感じた。なお、ユネスコ・IL0の学校と教職の議論について検討した八木(2005)によれば、1966年のいわゆる「教員の地位に関する勧告」後の議論の流れも整理している。特に1981年以後には教員のストレスの大きさと、教育権限の内的保障において世界的には障害児教育と移民等のマイノリティ教育からなる「特別な教育ニード」の難しさと重要性について深刻で真剣な議論がなされている。残念ながらわが国で1980年代に教師のストレスやメンタルヘルスの検討は一部研究者の研究成果を除き、十分検討されているとは言い難い。現在の教員の精神疾患事由による病気休暇・病気休職の増加について本来そのような労務管理・労働者保護的な課題を担うべき教職員組合の積極的な姿勢がわが国で見えにくいことなど、筆者は疑問を感じる。

(4) 詳しくは秦郁彦、『新編日本史』騒動の政治力学『現代史の争点』初出は『中央公論』1986年10月号

(5) 詳しくは秦郁彦、『日韓『教科書戦争』の季節』『文藝春秋』2001年7月号

(6) 秦は第二次家永訴訟中に戦前・戦後の歴史家の「転向」「変節」の議論として家永を取り上げたため、家永よりクレームを受け「名誉棄損で訴える」や「教科書裁

判の支援勢力は黙っていないだろう」との発言を受けている。これは秦の朝日新聞系の著書を絶版に追い込むこととなり、両者の対立が始まる。その後、雑誌間で家永の秦批判論文が掲載された中、秦の反論の論文掲載を当該雑誌が黙殺し、その対立関係が産経新聞系の取材で明らかになったため、秦と朝日新聞の対立にまで至る問題が生じている。これは、当時の家永をめぐる運動体の動員力と購買力の差の反映と秦は疑っているようである。詳細は秦郁彦1984『昭和史を縦走する』グラフ社。

その後、秦は第三次家永訴訟最高裁よりの差戻し高裁審において国側証人として出廷しており、本稿引用・参照各文献はその後の著作が多い。秦は完全に歴史観であり事実認定については家永と立場するといえる。

歴史観の文化比較や歴史的事実の認定を本稿は追いかけることはできない。が、学者の論文査読のような詳細な家永教科書問題の指摘は具体的であるし、一貫した基準で家永教科書だけでなく「守る会」教科書、「つくる会」教科書を批判し、これらを現実的な教科書に修整した教科書検定を評価している点、さらに日本の歴史教科書の「偏向性」を韓国の国定単一歴史教科書の「偏向性」と比較して評するなど、わかりやすく単一の基準・姿勢を守ろうとする点を評価し本稿では秦の諸著作を主要な参考としている。

(7) 第二次訴訟地裁判決いわゆる「杉本判決」のみ検定合憲・処分違法の判決を出しているが控訴審で差戻し検定・処分いずれも合憲の判決に覆っている。

(8) この文脈は後に刊行される歴史教科書批判に秦が多用する手法となっている。例えば、「守る会」の『新編日本史』(1986年検定合格)は「参議院」を「参議員」とするなどの誤記・誤植が家永教科書を超える719箇所として。また、「つくる会」の『新編日本史』(2001年検定合格)は当時の文部大臣が初めて検定意見・修正の対照表を公表しており、その箇所は137箇所であったとされる。他にも山川書店『詳細日本史』(日本史B)において、「河北省」を「華北省」とするような誤植が数十か所あり、漢字や文章表現の稚拙さについて自らも精査し列挙している。そのほとんどを担ったと疑わしい執筆の研究者を名指して批判している(秦, 2003「欠陥だらけ 山川『詳説日本史』執筆者の正体」『諸君!』2003年10月号)。

(9) これは旧石器時代の「最も古い時代を塗り替える発見」をつづけた「ゴッドハンド」と呼ばれたアマチュア歴史家が、遺跡発掘現場を捏造していたことが毎日新聞社にスクープされた事件である。詳しくは毎日新聞旧石器時代遺跡取材班(2001)『発掘捏造』毎日新聞社を参照されたい。

(10) 例えば、秦郁彦2008「歴史の観察と解釈に向けた三つの知恵」『諸君』2009年6月号。この中で秦は「“パールハーバー” = “9.11”」としてしまったアメリカがアフガン紛争・イラク戦争にまで進んでしまった例に挙げながら、教訓も説得の技術も娯楽・アイデンティティといった歴史いずれの効用も問題を生む恐れを議論している。歴史を学ぶにも参考とするにもバランス感覚の重要性を指摘している。

(11) 教育基本法第8条による政治教育の禁止は「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動をしてはならない」としている。つまり、教師は現在の日本でいうところの選挙活動と距離を置いた教育活動に徹すが必要であろう。また、教育基本法第9条による宗教教育の禁止については公立学校に限り「特定の宗教のための宗教教育、そのほか宗教的な活動をしてはならない」としている。つまり、教師は現在の日本でいうところの布教活動や勧誘と距離を置いた教育活動に徹すが必要であろう。

ただし、日曜日の公休制が旧約聖書に基づくことや、祝日の多くが神道や天皇制に関わることなどを考えれば多くの国民が「常識」として許容する範囲を逸脱しない姿勢は次世代の教師に強く求められる。また、科学的事実認定を根底においた場合、そもそも宗教や文化といったものを包括しきれない。佐藤(2002)が示すように「偽書」や「偽史」の成立を根拠や根源として歴史が作られていく側面も有する。いずれにせよ、学校教育における社会科歴史教育は「常識」の範囲とそれでも超えてはならない科学的厳密性の兼ね合いのむずかしさを教科と教科書について本稿で考察した。今後も考察を続ける必要を感じる。

(12) 例えば「墨俣一夜城」などのエピソードの素となった歴史書『武功夜話』は「本物」であることの証明努力が全くなされておらず、発見者の偽造などの疑いが放置されている推定「偽書」という難しい存在である(藤本・

鈴木, 2002)。現在の戦国時代から安土桃山時代にかけてのテレビや映画, 小説などの文芸作品はこれらのエピソードから独立しえず, 教科で取り上げるかどうかは非常に微妙な問題となろう。

【引用文献】

- 藤本正行・鈴木真哉2002『偽書“武功夜話”の研究』洋泉社新書
- 保坂正康2005『昭和史の七つの謎2』講談社文庫
- 秦1989「家永氏のどこが勝ったのか?」『諸君!』1989年12月号
- 秦郁彦1999『昭和史の謎を追う』文春文庫
- 秦郁彦2001『現代史の争点』文春文庫
- 秦郁彦2005『現代史の対決』文春文庫
- 秦郁彦2012『陰謀史観』新潮文庫
- 原田実2008『トンデモ偽史の世界』楽工社
- 原田実2011『つくられる古代史』新人物往来社
- 菱村幸彦2010『戦後教育はなぜ紛糾したのか』教育開発研究所
- 河上婦志子2006「ジェンダーでみる日教組30年」『神奈川大学心理・教育研究論集』25, pp. 4-22.
- 君塚正臣1995「事前抑制と教科書検定」『桃花台大学文明研究所紀要』15, pp. 95-116.
- 『歴史読本』編集部編2012『危険な歴史書“古史古伝”と“偽書”の謎を読む』(新人物往来社)
- 斎藤光政2009『偽書“東日流外三郡史”事件』新人物文庫
- 佐藤弘夫2002『偽書の精神史』講談社メチエ
- 毎日新聞旧石器時代遺跡取材班2001『発掘捏造』毎日新聞社
- 松藤和人2010『検証“前期旧石器遺跡発掘捏造事件”』雄山閣
- 森上敏夫「近代の久世—畜産業と牛市—」『久世町史』pp. 645-698
- 森上敏夫「畜産業の推移」『川上村史』pp. 557-652
- 森上敏夫「畜産業の推移」『八束村史』pp. 429-512
- 成田龍一2012『近現代日本史と歴史学』中公新書
- 奥村道夫2010『旧石器捏造事件』山川出版社
- 奥野正男2004『神々の汚れた手』梓書房

- 歴史の謎研究会2011『歴史の謎に迫る偽書』青春文庫
- 上田勝美1970「憲法と教科書検定制度」『中京法學』4-2, pp. 249-272.
- 八木英二2005「教師の人権と教職の役割変化」『部落問題研究』171, pp. 40-97.
- 安野功2010『授業実践ナビ社会』文溪堂pp52 - 55

【附記 1】

本稿は森上が高木と議論の基にしつつ森上が, 主に臨教審の整理を経ながら原稿を作成した。その上で高木が注釈と文献の整理を行っている。